

■ 安平町北町工業団地の分譲の手続きについて ■

安平町北町工業団地分譲地購入に関する手続きについては、別添の「分譲要領」に記載のとおりですが、以下簡単に整理しましたので、参考にしてください。

1 分譲申込み (受付：安平町役場 まちづくり推進課 AM8:30～PM5:15)

【必要書類等は次のとおりです。】

- 北町工業団地分譲申込書 1通
- 会社定款 1通
- 法人の登記簿謄本 1通
- 印鑑証明(社印) 1通
- 最近2年間の決算報告書 一式
- 最近1年間の法人税(国税) 1通
の納税証明書
- 工場配置計画図 一式
- 工場立地確約書 1通
- 反社会勢力でないことの表明及び
確約に関する同意書 1通
- 申込保証金 申込み金額の10%
※申込み当日納入していただきます。なお保証金は、土地代金の一部に充当します

【注意事項】

- 電話や郵送による受付はしておりませんので、ご面倒ですが書類は持参提出にてお願いいたします。ただし、遠方の方(町外)については、郵送でも受付をいたします。
代理人による申込みの際は、委任状(特に定められた様式はありません)を持参ください。
- ※申込場所 〒059-1595
北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町役場(早来庁舎) まちづくり推進課 TEL 0145-22-2514

2 分譲決定通知 (役場より送付します)

- 申込み後、必要書類の確認等おこない町から分譲決定通知をお送りします。
- 決定通知の日から、30日以内に売買契約を締結することとなります。

3 売買契約締結 (場所：安平町役場 早来庁舎)

【必要書類等は次のとおりです。】

- 売買残代金 契約申込保証金を除いた額
 - 印鑑(印鑑証明書と同一の印鑑)
 - 収入印紙
- | | | | |
|-----|------------|--------------|------|
| 契約額 | 10万円を超え | 50万円以下のもの | 200円 |
| 契約額 | 50万円を超え | 100万円以下のもの | 500円 |
| 契約額 | 100万円を超え | 500万円以下のもの | 1千円 |
| 契約額 | 500万円を超え | 1,000万円以下のもの | 5千円 |
| 契約額 | 1,000万円を超え | 5,000万円以下のもの | 1万円 |
| 契約額 | 5,000万円を超え | 1億円以下のもの | 3万円 |

※平成26年4月1日から平成30年3月31日までの印紙税軽減後の税率を記載しています。

○登録免許税（所有権移転登記に必要）

円分の収入印紙を用意願います。

<登録免許税の税率の軽減措置>

●登録免許税＝評価額×1,000分の15

※評価額＝固定資産の評価額（㎡当たり）×分譲地面積

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで1,000分の15（本則1,000分の20）

★登記については、代金完納後30日以内に所有権移転登記を町が行います。